

第七節 B円・低物価政策

一 B円について

昭和二十二年四月六日、北部南西諸島軍政府本部は、特別布告第七号と財政命令第一号を公布した。

これによって、新旧通貨の切り替えが行われ、奄美の通貨は「軍票時代」へ移行した。特別布告および財政命令によって、奄美の法貨は、日本銀行の新券（証紙を貼った旧券を含む）および硬貨、それに米軍のB軍票と決まり、奄美は四月二十九日からいわゆる「軍票時代」に入ったのである。

B円とは、米軍が日本進駐の準備として、ワシントン紙幣印刷局で製造した軍票で、当初作戦A・B二種が準備されていた。

なお、当初レートは、一ドル十B円であった。

二 復帰に伴うB軍票と日本通貨の交換

当時、奄美群島の通貨は、米軍政府布告によるB号軍票であったので、日本復帰に伴い、日本円に切り替える必要があった。

そのため政府は、昭和二十八年十一月「奄美群島の通貨及び債権等の措置に関する政令」を公布（施行は復帰日）した。

主な内容は、次のとおりであった。

- (1) B号軍票は復帰日から七日以内に日本円と交換する。
- (2) 交換業務は、日本銀行が担当し、大蔵大臣の指定する機関に一部を代行させる。
- (3) 交換比率はB号軍票一円につき日本円三円とする。

これに基づいて、鹿銀大島支店は、開業と同時に、日本銀行名瀬代理店となり、他の四支店は、名瀬代理店の延長窓口として、いずれも通貨交換事務に従事することとなった。

通貨交換事務は、昭和二十八年十二月三十一日に終了



B号軍票



(拾銭は五拾銭と形、デザインとも同一であるが紙幅の都合で割愛した) (琉球銀行所蔵)

したが、沖永良部島のみ翌年一月三日まで延長した。
昭和二十八年十二月交換当時の奄美群島内流通貨額は
日本円で五億八一九二万二二六一円であった。

○参考資料 奄美大島の概況(大島支庁)
沖繩復帰の基本問題 (鹿銀百年史)



通貨交換風景 鹿兒島銀行大島支店

三 低物価政策について

臨時北部南西諸島政庁がとった著名な政策に「低物価政策」の実施がある。

物価統制の方針は、昭和二十二年三月軍政府から示された。

まず、食糧部門から規制価格を設定、順次全体的な物価体系をととのえていった。

五月十一日「大島郡生鮮食糧品販売取締規則」を公布、即日実施した。

この支庁令によって、生鮮食糧品の最高販売価格が指定され、鮮魚と野菜の販売価格表が公布された。

そして、この表にない物品の価格は、所轄警察署長が定める事を規定し、販売の代金として物品を要求するいわゆる「物々交換」を禁止し、違反したものは、三十日未満の拘留、または二十円以下の科料。前項の場合は漁獲物および漁具・販売物・販売用具を没収することもあり得るといふ罰則を定めた。

この運用に悪性インフレ抑制の希望をかけた支庁は、

かけに早くも破たんの様相を露呈してしまった。

低物価政策に異常な力を注入した軍政府は一方「自給自足」の開発を促進、その気運盛り上げの手だてとして、八月以来島内産業振興を柱に、復興博覧会の準備を急いだ。

「北部南西諸島復興博覧会」は十一月十日名瀬市で開幕。博覧会は、「自給自足体制の開発」というその目的に一步を記したかにみえたが、博覧会が産んだ「博覧会景気」はやがて低物価政策にひび割れの影響を与える皮肉な結果を招いた。

ひとたび崩れかかった需給のバランスをとりもどす唯一の方途として放出物資の増発とその円滑な配給が望まれたが、政庁の努力にもかかわらずそれは単なる希望に終わった。したがって、せつかくの是正価格も、昭和二十三年には再び跛行(はこぎ)症状をあらわし、放出物資の「特配制度」をめぐって大小の背任行為が横行、「低物価」の枠はあってもこのような物資の枯渇は必然的に物価の暴騰を誘発した。「低物価」は事実上破たんしていた。

しかし軍政府は、それでも価格統制政策を公式にはまだ放棄しておらず、物価にからまる厳しい取り締まりは、

一週間後には、八時間労働を原則とする業種別労務者の最高賃金の基準額を公示した。

この賃金は、米価一升(約一・五Kg)三円十五銭を基準として決めたもので、大工・左官・石工・セメント職工等が各十五円(日給)、一般労務者男子十円、女子八円というように格付けされた。

五月十四日には、政庁令第二十七号を公布。

知事を本部長とする緊急物価調整本部を政庁において、公定価格を最終的に調整。六月に入って政庁はさらに価格統制令第七号の規定ならびに食糧管理法第十条同施行令第十二条の規定を発動、それまで未改定となっていた奄美産の穀類を含めた食糧品・燃料・雑品等の最高の販売価格を指定。新聞も「全物価体系確立さる」としてその展開を注目した。

実施は当初予定より遅れ七月二十日ようやくスタートした。こうして、奄美の物価は、食糧・衣料をはじめサービス業を含む労使にいたるまで軍政管理の枠内に吸収違反者には配給停止や体罰で臨んだ。

しかし、生鮮食糧品販売取締規則公布らしいの一連の低物価政策は、その裏をささえた食糧放出の不調をきつ

昭和二十三年暮れ、特別布告第三十三号による全琉自由経済への新経済政策が打ち出されるまで続いた。

政庁令第二十七号

臨時北部南西諸島における産業・経済の核心をなす物価の調整を急速に確保するため当分の間政庁内に緊急物価調整本部を設置し軍政府長官の認可を経て同本部令を左の通り定め茲に公布する。

一九四七年（昭和二十二年）五月十四日

臨時北部南西諸島知事 豊 島 至

大島郡生鮮食糧品販売取締規則（支庁令）

第一条 大島郡内に於て生鮮食糧品を販売せんとする者は別表（最終最高小売価格）以上の価格をもつて販売することを得ず。

第二条 前条別表に記載なき生鮮食糧品の価格は所轄警察署長に於て指定するものとす。

第三条 生鮮食糧品を販売せんとする者は其の代金を金銭に依らず物品を以つて要求することを得ず。

第四条 前条の規定に違反したる者は三十日未満の拘留

又は二十円以下の科料に処す。

前項の場合に於ては漁獲物・販売物・販売用具及び漁具を没収することあるべし。但し前記物件の全部又は一部を没収すること能わざるときは其の価格を追徴することあるべし。

付則・本則は昭和二十二年五月十日より之を施行す。

最終最高小売価格

一、鮮魚価格（括弧内は地方名とす）

一級品—一斤八円

鯛・ハタハタ（ネバリ）・カンバチ（ソージ）・イトヨリ（松鯛）・ヘダイ（チン）・鯖・鮪（マハダ）・タチビタイ（タマミ）・海老・イカ（シライカ）・蛸類

二級品—一斤七円

鰹類・シイラ（万引）・タカサゴ（赤ウルメ）・ムロアジ（白ウルメ）・カマス・ムチ・メジナ（シチ）・スマイカ・ヤガラ（シジ）・テンス（マクブ）・メアジ（ガツン）類

三級品—一斤六円

ブタイ（イラブチ）・カワハギ（フクルビ）類・スズメダイ（ヒチ）・トビ魚・ニザダイ（フスク）類
名瀬市・古仁屋町大字古仁屋以外の地域においては、本表価格一斤当たり一円下がりとす。

二、蔬菜価格（百両当たり単位銭）

馬鈴薯 二九・里芋 六七・コーシャ 七〇・胡瓜 六五・冬瓜 三〇・南瓜 三八・西瓜 四五・夕顔 三三・トマト 六七・午旁 七五・ネギ 七五・生ツワブキ 二五・百合 二〇・キャベツ 三五・春菊 三〇・糸瓜 三三・ニンニク 一五・筍 三〇・ニガウリ 三三・ラッキョ 六五
名瀬市以外の地域においては本表価格より一割下がり

とす。

三、昭和二十二年七月二十日実施の和泊町公定価格表

（※次ページ参照）

和泊町公定価格表

(S. 22. 7. 20 実施)

品名	卸 値		小売値		品名	卸 値		小売値	
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
粳 100	140.00	147.00	春 菊 100 匁	24	30				
玄 米 1 升	5.00	5.25	ズ イ キ	30	32				
精米・糯米 1 升	5.00	5.25	豚 血統付 15 斤以下		180.00				
裸麦・小麦・大麦	2.80	2.95	〃 15 斤		250.00				
粟 1 升	3.50	3.67	〃 20 斤		330.00				
大豆・小豆 1 升	3.00	3.15	〃 40 斤		600.00				
豌豆・蚕豆	3.00	3.15	蘇鉄実 赤 100 斤	30	45.00				
落花生 (皮つき)	1.60	2.00	〃 白 〃	90	123.00				
〃 (実) 1 升	4.80	6.00	黒 砂 糖 1 斤	5.3	6.78				
白ゴマ 〃	8.00	10.00	下 駄 大人 男	4	4.40				
黒ゴマ 〃	7.00	7.35	〃 〃 女	3.5	3.85				
芋 10 斤	3.00	4.80	木 炭 20Kg		10.00				
小 麦 粉 1Kg	2.00	2.00	薪 2.5 尺×2.4		1.40				
澱 粉 〃	3.00	3.15	焼 酎 1 升		10.50				
里 芋 100	53	65	醬 油 1 升		3.10				
コシヤ芋	56	70	〃 〃 幹付		.90				
キウリ	52	55	バ ナ ナ 100 匁	なし	1.30				
冬 瓜	24	30	海 人 草 1 斤	12.00	14.50				
カボチャ	30	40	塩 1 升(3 斤)	3.00	3.60				
西 瓜	36	50	鍬 1 丁		22.00				
夕 顔	26	30	二 つ 又		26.00				
ト マ ト	53	60	三 つ 又		29.50				
ナ ス	52	60	斧		27.00				
人 参	35	50	包丁・鎌		7.50				
カ ブ	20	30	畳 縁付		25.00				
法 蓮 草	24	35	〃 耳付		20.80				
ラ ッ キ ヨ	52	65	馬 2 才		1,500.00				
ニンニク	60	65	〃 3 才		1,900.00				
			田 打 鍬		29.50				